

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

10

2021

October

特集

困りごとを抱える 地域住民への新たなアプローチ ～重層的支援体制整備事業を活用して 包括的な支援の仕組みをつくる～

高知県・四万十市社会福祉協議会

- 災害に備える
災害にも強い民児協をめざして(徳島県東みよし町)
- 情報室
新たな避難情報
- 人権について考える
子どもの人権(性被害)



困りごとを抱える 地域住民への

新たなアプローチ

～重層的支援体制整備事業を活用して
包括的な支援の仕組みをつくる～

民生委員・児童委員（以下、民生委員）には、地域住民が抱える困りごとや生活上の課題を発見し、住民に寄り添った支援につなぐことが期待されます。令和3年度に始まった重層的支援体制整備事業では、困りごとを抱える住民を地域全体で支える環境の構築をめざしています。

本号では、重層的支援体制整備事業の解説とともに、地域をよく知る民生委員などの住民と専門職が連携することで支援や課題解決につなげる仕組みを取り入れた社協を紹介します。民生委員として住民が抱える困りごとに地域全体で寄り添う新しいアプローチを考えましょう。

1. 広がる地域の暮らしの困りごと

今日の社会福祉制度は、高齢者、障害者、子どもなど分野ごとに充実・整備され、地域住民の暮らしを支えています。しかし、高齢化や人口減少がすすみ、地域・家庭・職場という人びとの生活領域における支えあいの基盤が弱まるなかで、地域の暮らしでの困りごとが広がり、複雑化しています。

民生委員活動においても、ひきこもりの問題、8050問題、ゴミ屋敷の問題、虐待といった社会的孤立など複雑化・複合化した生活課題への対応に直面することが多くなりました。全国民生委員児

童委員連合会（以下、全民児連）

が平成28（2016）年に実施した民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査報告では、約4分の1の民生委員が社会的孤立を背景とする事例に関わった経験があり、うまく専門機関等につなぐことができず、やむなく民生委員が単独で見守りや生活支援を行う事例が少なからずありました。孤立・孤独など見えにくい福祉課題や生活課題が広がり、地域なかで支援につなぐりにくい困りごとが増えていると言えます。

2. 包括的な支援体制の整備への取り組み

近年、厚生労働省では、支援につなぐりにくい困りごとを解決するために、人と人とのつながりを

地域社会全体で支え、地域において多様な福祉課題や生活課題に対して分野を超えて複合的な支援を

行えるような仕組みが検討されてきました。

平成28年には、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進に、支援を必要とする住民(世帯)が抱えるさまざまな地域生活課題について、地域住民、民生委員や福祉

サービス事業者等の福祉関係者が協力してその状況を把握し、多様な関係機関と連携して解決することを新たに位置づけました。

そして、市町村には、その基盤づくりとして、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②「住民に身近な圏域」において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備、③主に市町村圏

域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働し、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備を内容とする包括的な支援体制の整備、を努力義務としました。

民生委員活動との関わりで考えると、単位民児協圏域などの身近な地域に、地域住民が福祉活動を支援する拠点やサロンなどの居場所づくりの取り組み、地域住民の困りごとに対して分野を超えて相談支援できる仕組みが整備され、さらに、身近な地域では解決できない課題は、市町村民児協圏域の関係機関が協働して解決できる仕組みが整備されることがめざされています。

3. 重層的支援体制整備とは

(1) 3つの柱

しかし、こうした包括的な支援

体制の整備は、国や市町村行政のかけ声かけひとつで一朝一夕にできるものではありません。厚生労働省では、令和2(2020)年にさらなる社会福祉法改正を行い、市町村の任意事業として新たに「重層的支援体制整備事業」を創設しました。任意に取り組む自治体の実践を積み上げて、多くの自治体の取り組みに広がっていくという考え方です。事業は主に①相談支援、②参加支援、③地域づくりの3つの柱で構成され、一体的に取り組むものとされています。

③ 地域づくり

居場所づくりや活動拠点づくりなどをコーディネートする機能を整備する取り組みであり、地域住民の暮らしを支える、多様な社会参加を実現するための事業です。

① 相談支援

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関、介護分野の地域包括支援センターをはじめ、障がい者や子ども・子育ての制度における既存の相談支援機関が協働する仕組みづくり(多機関協働)や、福祉課題に対して支援機関から積極的に働きかける取り組み(アウトリーチ)を展開し、分野ごとの相談支援事業を一体的な取り組みとすることをめざしています。

(2) 事業展開の特徴

これら3つの事業は、介護保険、障がい者福祉や子ども・子育てなどの制度ごとの財源を一部横断的に活用でき、取り組みも各市町村で柔軟に展開できるところに特徴があります。

② 参加支援

さまざまな生活課題や福祉課題

また、市町村の事業ですが、地域のさまざまな関係機関が連携して、主体的に取り組むことが期待され、特に、参加支援や地域づく

りでは、市区町村社会福祉協議会へのコミュニケーションソーシャルワーカーの配置などを通じて具体化される事例が多くあります。

さらに、高齢者介護における地

4. 民児協としての取り組みの考え方

(1) 地域共生社会の実現

これらの社会福祉法改正の背景には、地域共生社会の実現という政策目標があります。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの」とされており、令和2年の社会福祉法改正で、地域福祉の推進の理念として明記されました。

域包括ケアや生活支援コーデイネーターの活動や、社会福祉施設の地域における公益的な取り組みとの関わりも重要です。

この考え方は、隣人愛を基礎として、地域住民の立場から困りごとの相談にのり、地域の支えあいづくりをすすめるという長年にわたり積み上げてきた民生委員活動と重なるものです。

(2) 重層的支援体制整備事業への対応

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意実施とされ、すべての自治体が実施するものではありませんが、実施にあたっては、関係会議への出席や関係機関との連携などへの協力が求められ、民生委員にとって新たな負担と感

じられるかもしれません。

厚生労働省は、重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築するものであり、これによって民生委員活動が、より円滑に実施できる環境が整備されるとしています。

この制度を活用することで、民生委員が把握した地域住民の「民生委員だけでは解決困難な困りごと」が、地域の福祉専門機関や関係機関につなぎやすくなり、また、地域づくりの取り組みのなかで住民の参加や地域の支えあいづくりがより広がり、民生委員の負担軽減やなりての広がりにつながる機会として捉えることができます。

(3) 民児協として関わり

民生委員や民児協で把握している地域住民の困りごとや地域の福祉課題を、行政や地域のさまざまな関係機関と共有し、民児協として積極的に関わるのが重要で

しょう。その際、個人情報の管理や共有の方法はひとつの課題です。重層的支援体制整備事業では、法的に守秘義務が保証される支援会議が設置されています。身近な地域における多機関協働等の取り組みでは、本人同意のあり方を含め、行政も関わって関係機関とルール化を図ることなどが求められます。

全民児連・地域福祉推進部会では本年度、地域共生社会づくりの推進に関する事例集を作成します。事例集では、地域の困りごとの解決のために、地域社会の支えあいや、自治体や専門機関との協働のなかで民生委員や民児協が関わった実践事例を整理することとしており、今後、本紙等で報告します。

《注》

※1 厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員との連携について」全国民生委員児童委員連合会宛、令和3年3月31日

「多職種連携」と「地域連携」で 地域がつながる仕組みをつくる

高知県・社会福祉法人四万十市社会福祉協議会

四万十市社会福祉協議会（以下、市社協）では、従来の縦割りの支援ではなく、地域や1人ひとりの多様性を前提とした重層的な支援体制の構築をめざして、令和2年度からCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、重層的支援体制整備事業を活用した支えあいの仕組みづくりに取り組みました。

1. 地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ

これまでの支援体制は専門職同士の連携（多職種連携）は比較的にスムーズに行える反面、民生委員など、より地域を知っている住民との連携（地域連携）が不十分という課題がありました。地域住民

と連携できれば支援がすすみそうなケースもあるなかで、いわば「住民力」を活かしていきたい状態です。いくつもある個別事例検討会議には地域のことを一番知っているはずの地域住民が入って、専門職だけの会議になっていました。

そこで市社協は、地域のあらゆるニーズを起点に支えあい活動をするため、課題解決するための場として、「地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げました。

会議は住民の身近な圏域である自治会単位を圏域に、社協のほかケアマネ、地域包括支援センターや福祉事務所職員などの専門職に加え、民生委員をはじめとする地域住民にも参画いただき、支援対

象者（本人の同意や会議出席者の個人情報保護に関する誓約書への記名、会議資料の回収など、個人情報保護を徹底して開催しました。

2. 民生委員・児童委員と関係機関が補いあう関係に

実際に支援できたケースでは、民生委員からの相談をきっかけに支援につながった事例も多くあります。また、ゴミ屋敷化した家に住む方への支援では、もともと地区担当委員が気にかけていたものの、委員個人で対応できる状況ではなかったそうですが、この会議への参画をきっかけに支援対象者との関係をつくることができ、

定期的な見守りにつながった事例もありました。

この会議で社協や行政と協働することによって、それぞれの足りない部分を補いあい、これまで民生委員が個人で対応していたことがあるいは、対応が困難だったことが支援や解決につながるようになりました。

民生委員なしで地域福祉活動は考えられません。これからも困りごとを抱えた住民の課題解決のために、社協などの「多職種連携」の力と、民生委員などの「地域連携」の力の両輪で取り組みたいと思います。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- 定例会で「重層的支援体制整備事業」を学びましょう。こうした重層的支援の制度によって民生委員活動がよりしやすくなるための行政や社協との連携について話しあってみましょう。
- 委員個人では支援やアプローチが難しいケースに、どういった関係機関や関係者が関与すれば、支援につながることができるか話しあってみましょう。

災害にも強い民児協をめぐって

徳島県東みよし町民生委員児童委員協議会

はじめに

東みよし町は徳島県の西部に位置し豊かな水と緑に恵まれた温暖な地域です。一方で平成26(2014)年12月には、大雪に見舞われた山間の一部地域が孤立し、自衛隊がヘリコプターを出動させて災害支援を行ったこともあるなど、日ごろから災害対策を強く意識する必要がある地域です。

また、最近では、転入者の増加のほか核家族や自治会未加入世帯等が増加し、地域の良さであった住民同士の繋がりが希薄になってきています。

こうした災害リスクや福祉課題をふまえ、東みよし町民生委員児童委員協議会(以下、本民児協)で

は、昨年度、徳島県民生委員児童委員協議会による災害モデル民児協の指定を受け、日々の取り組みに加えて災害にも強い民児協づくりに取り組みましたので紹介します。

東みよし町民児協の取り組み

本民児協では、災害時に備え、民生委員・児童委員の災害時対応マニュアルを作成し、平時からの心構えや、非常時の対応方法等を共有しています。また、自治体で作成している避難行動要支援者名簿の更新のための情報収集を担っており、毎年、該当者の自宅を訪問し、登録喚起や登録内容の確認を行っています。東みよし町社協とも連携し、高齢者等の見守りや声掛

けなどによる安否確認も行っています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、訪問が制限されるなかでの活動となり、電話を使用した安否確認や、時間を縮小した訪問活動を強いられ、今後の見守り体制に不安を感じるものとなりました。

昨年度は、災害モデル民児協の指定を受け、研修会や訓練等を行って、災害にも強い民児協づくりに取り組みました。自然災害に関する研修では、災害ボランティア運営支援に携わった町社協職員

から、西日本豪雨災害の話を中心に当時の現地の様子や避難所の状況等を具体的に聞くことで、民生委員・児童委員としての関わり方について認識を深めることとなりました。

また、発災時の避難所生活時における要配慮者に対する具体的な支援方法を学び、民生委員・児童

委員の役割を再認識できました。さらに民児協の緊急時の安否確認体制を見直すきっかけともなり、さまざまな災害を想定した連絡体制を構築し、携帯電話を使用した安否確認訓練も行いました。

しかし、訓練後には「携帯電話が不通の場合はどのように連絡を取り合うのか?」「災害用伝言掲示板の使用を検討しては?」という意見も聞かれ、改善が必要な部分も見えてきており、さらなる修正を考えています。

おわりに

本民児協では、災害にも強い民児協をめざして、今後も改善や工夫を加え、対策を強化してまいります。そして、発災時にはまず民生委員・児童委員自身が身を守ることを心がけるようあらためて努めます。



新たな避難情報（令和3年5月から実施）

内閣府（防災担当）は、令和3年に災害対策基本法（以下、災対法）が改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考にするガイドラインを、名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表しました。

例えば、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、河川142か所が決壊するなど、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。豪雨でも避難しなかった／避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多かったことがわかっています。そして、従来の避難勧告では避難しない人が多いなかで、「警戒レベル4」に避難勧

告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられているのはわかりにくいとの課題も顕在化しました。

このため、国は災対法を改正し、「警戒レベル4」を、避難勧告と避難指示から「避難指示」に一本化し、従来の避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとしました。

また、「警戒レベル5」を従来の災害発生情報から「緊急安全確保」に替え、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど改善されました。

このガイドラインを基に、各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討します。

ガイドライン
QRコード



警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~			
4	災害のおそれ高い	避難指示※2	避難指示（緊急） 避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つてはいけません!**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難**しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁の資料を基に全民児連が作成

# 人権について考える



## 子どもの人権 (性被害)

監修：公益財団法人 人権教育啓発推進センター

警視庁の統計によると、令和2年度に児童ポルノ事犯の被害にあった子どもの数は1,320人で、そのうち「子どもが自らを撮影した画像に伴う被害」は511人にのぼり、87.6%が中学・高校生でした。スマートフォン等からSNS等を利用して子どもが性犯罪の被害にあふ事例は多発しており、インターネットが子どもをねらった性犯罪の温床になっている実態がうかがえます。

そこで、警察や教育機関等では、自分の下着姿や裸をスマートフォン等で撮影しないこと、交際相手や友達、SNSで知り合った面識のない相手等に絶対に自分の下着姿や裸の写真を送らないこと、携帯電話やスマートフォンを安全に利用するためにフィルタリングが必要、など注意を呼びかけています。フィルタリングは子どもを性被害から

遠ざける有効な機能ですが、SNSに起因する事犯の被害にあった子どものうち、判明しただけでも85.5%は被害時に未利用であったことがわかりました。

また、モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトの募集などを装った、未成年者へのアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆるJKビジネス*によって子どもが性的な被害にあふ問題も深刻です。

子どもの性被害は、子どもの心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、断じて許されません。子どもを性被害から守るのは、私たち大人の責任です。子どもたちが健やかに成長できる社会をつくる不断の努力が求められています。

*JK：女子高校生。JKビジネスとは、女子高校生等による接客サービスを売り物とする営業のこと。

### 関連冊子のご紹介

#### 人権ポケットブック⑨ 子どもと人権

- 113円（税込/送料別）
- 仕様：A6判16頁

1. 「子どもの権利」とは？
2. 子どもたちを取り巻く現状と課題
3. 子どもたちの尊厳を守るために
4. 私たちにできること



監修・冊子注文先

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12

KDX 芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 (代表)

FAX 03-5777-1803

Eメール sales@jinken.or.jp

ツイッター @Jinken_Center

● ウェブサイト ●

<http://www.jinken.or.jp/item>

## 民鏡



藤本 莞爾

岩手県民生委員児童委員協議会  
会長・本紙編集委員

▼私は、居住している花巻市の社会福祉協議会副会長を務めています。今年、花巻市社会福祉協議会が事務局を務める、「第26回地域福祉実践研究セミナーin岩手・はなまき」を開催し、全国の皆さまに花巻へお越しいただく予定でした▼このセミナーを通じて、花巻市の地域福祉の取り組みや、震災から10年の復興を知っていただきながら、自慢の温泉めぐりやゆかりの宮沢賢治の郷に触れていただくなど観光もしていただきたかったところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、セミナーは中止となってしまいました。全国でワクチン接種はすすんでいます。未だ新型コロナウイルス感染症が収束に向かわない状況です。一刻も早い収束を願うばかりです▼私事ですが、7月には2回目のワクチン接種を終わりました。副反応もなく、感染予防に努めながら委員活動をしています。「世界がぜんたい幸福」を願った宮沢賢治のように、コロナ禍で人と人のつながりが薄れている今だからこそ、より一層地域の方がたが幸せと感じる地域づくりをめざしたいと思います。

民生委員・児童委員の  
ひろば 10月号 2021 OCTOBER

令和3年10月1日発行  
(毎月1回1日発行)第820号  
昭和31年5月18日  
第三種郵便物認可

● 発行所 / 全国社会福祉協議会  
〒100-8980  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
電話03-3581-6747

● 発行人 / 松島 紀由  
● 編集人 / 佐甲 学  
● 定 価 / 1部10円 (購読料は会費に含む)

ホームページを  
ご活用ください

☆ 民生委員・児童委員専用ページ  
をご覧ください。次の  
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの  
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ  
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

子どもの権利を学びましょう。



全民児連が作成した「子どもの権利 副読本 (しおり)」もご活用ください。

全民児連 で検索  
互助共励 で検索

